



自転車
安全利用
五則

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車道の左側通行がルールですが・・・

例外で歩道を走行することができる場合があります！

- 普通自転車歩道通行可の標識、標示がある
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
- 身体が不自由な方
- 交通状況などで、
やむを得ず歩道を通行する場合



「普通自転車歩道通行可」を示す標識



ただし



歩道は歩行者優先

- ・通行する際は、車道寄りを徐行しましょう。
- ・歩行者の通行を妨げるときは、一時停止をしましょう。

